



丹篠健 第 45 号
令和 4年6月10日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
保健福祉部（健康担当）
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和3年9月1日～令和4年1月26日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	健康課
対象事項	(意見) ①アフターコロナにおける体制について
指摘等内容	<p>令和2年度より健康課では新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務が新たに業務として増え、十分な人員の補充が無い中で担当する職員の負担が増大しているところ、他部署からの出役やシルバー人材センターへの委託、市医師会の多大なる協力により高い接種率を達成している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対策として必要で重要な業務であるワクチン追加接種(3回目)が本格的に始まることから、今後の市民への対応やサービスの更なる充実を図ることと、担当する職員の負担を軽減し労働環境を改善するために、組織体制の充実を図りたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月10日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和2年度に新型コロナワクチン接種が臨時接種に位置付けられ、健康課が主管課となりワクチン接種システムを構築してきました。</p> <p>令和3年度のワクチン接種本格化に向けて、保健福祉部(全般的な業務の応援体制)、財政課(財政協議)、総務課(応援職員派遣や職域接種の導入)、ブランド戦略課(市民への周知広報)等、各部署と横断的な協力体制を整えました。</p> <p>市医師会との多大なる協力が得られたため、集団接種は実施せず、一貫して各医療機関での個別接種方式を取りました。また、人材派遣をシルバー人材センターへ委託したり、ワクチン専用コールセンター職員を増員したり、WEB予約システムを導入するなどして、人材確保等について臨機応変に対応しました。</p> <p>上記の工夫により、健康課職員の人員を増やすことなく市民に安心、安全な接種体制を構築することが出来ました。現在まで職員一名も体調を崩すことなく業務遂行できています。</p> <p>令和4年1月から追加接種(3回目)、3月から小児ワクチンが始まり、5月末からの4回目接種もほぼ決定していますが、市医師会の協力による個別接種方式の継続と、市役所内での横断的な協力体制により、ワクチン接種事業を滞りなく進めていきます。</p>
改善措置公表日	令和 4 年 6 月 10 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。